

◇はじめに◇

本校は、『人権尊重の精神と園小中「心のつながり」を基盤として』をスローガンとして掲げ、「確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備え、逞しく生きる生徒の育成」を学校教育目標とし、感性豊かで、助けあい、支えあい、教えあい、高めあえる生徒の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、本校の特色である園小中の連携を強化し、目指す生徒の姿も共有しながら保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえつつ生徒たちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての生徒たちに起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② あらゆる教育活動を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ということを理解させる。
- ③ いじめ防止の取り組みは、生徒の主体性を尊重したものとなるように工夫する。
- ④ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことを言われる、される

3 いじめ防止等のための対策の考え方

基本理念は、「いじめ防止等」は生徒一人ひとりの人権・権利を守る取り組みであるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- いじめ防止等のための対策は、すべての生徒に関係する問題であると鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- いじめ防止等の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関はもとより保護者、地域の協力のもと、町や市、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行う。

4 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を追加するなど柔軟な組織とし、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- いじめの定義を全教職員が理解し、積極的な認知を行う
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

5 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

6 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、生徒一人ひとりが自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、形骸化することなく、実態に応じた多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師などの専門家を活用する。

7 生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、生徒自らが主体となった活動(生徒会活動、学級活動等)の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
- その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

8 家庭や地域との連携

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止委員会を主体として、例えば、保護者や地域の人たちが参画する「宝塚市立西谷中学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

9 教職員がゆとりをもって生徒と向きあう時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって生徒と向きあう時間を確保し、生徒一人ひとりの状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者には「勤務の適正化に係る取り組み」の案内を配布し、教職員の勤務状況のことやノー部活デーの設定、勤務時間後の電話連絡について周知し、保護者に理解と協力を求める。

10 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを生徒一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。

本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた生徒の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の充実

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、生徒が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「兵庫県道徳教育副読本 心かがやく」などの教材を活用しながら、教科化された「特別の教科 道徳」を計画的かつ充実した内容で進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。福祉教育やトライやるアクション、各種学校行事を通して、福祉施設訪問や地域老人会との交流、地域行事の参加、認定こども園・西谷小学校との交流や園小中合同運動会や合同合唱など多様な体験活動を計画的にかつ充実して進めていく。

(4) 部活動における指導

部活動は異年齢の生徒が集まるため、上下関係を学んだり、自身の可能性を高めたり広げたりする「生きる力」を高める良い学習の場であることを十分認識し、単に技術の向上や勝利至上主義によることなく、生徒の心を育て、協調性や連帯感を育み、互いに認め合い思いやる心を育てていかななければならない。このことを常に指導者(顧問、外部コーチ)は理解し、他の教職員、保護者との連携のもと、部活動運営に取り組んでいく。

11 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施とカウンセリングの実施

毎年、年間計画に従い、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」等のいじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの早期発見と実態把握を行う。また、「心と体のアンケート」を実施し、担任による面談、スクールカウンセラーによる全校生徒を対象としたカウンセリングならびにカウンセリング講座を実施する。

また、担任は、生徒と心でつながるように日頃から、悩みを伝えやすい関係づくりに力を入れる。あわせて、得られた情報は教職員間で共有し、兆候を見逃さず早い段階から組織的に関わることを目指す。

(2) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、また、いじめを見た生徒などから安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒に寄り添った支援を行い、良好な関係を構築する。

また、生徒や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。さらに、教育委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、学校が相談できる関係機関の充実に努める。

1.2 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) いじめを受けた生徒や保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が自分は守られているということを感じることができ、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。こういった取組に当たっては、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる一方で、いじめを行った背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮し、家庭における指導や支援についても必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた生徒に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会、保護者と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級や部活動全体の問題であることを生徒に理解させながら、被害生徒と加害生徒、周りの生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

1.3 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、教科指導、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、生徒の携帯電話等の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を求め、保護者の責務についても周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。あわせて、携帯電話等によるトラブルや被害者や加害者にならないために情報モラルについても学ぶ機会を設ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

1.4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえて、対応する。

(2) 重大事態の報告

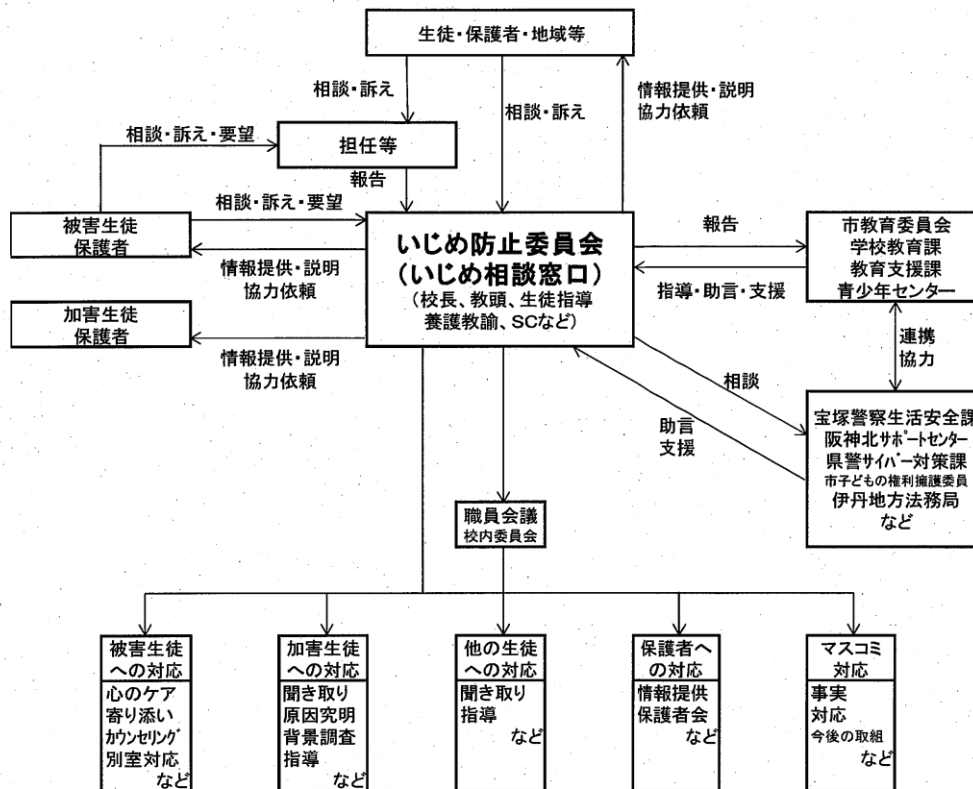
重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止基本方針」に沿った対応を行う。

1.5 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

校内組織体制・対応



- 被害生徒を第一に考えて対応する。
- 対応は迅速かつ組織的に行う。
- 情報提供や説明は、個人のプライバシーに十分配慮する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化し、市教育委員会と十分に相談の上行う。
- いじめ解消後も継続的な見守りを行う。